

会 議 録

会議の名称	第20回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成16年10月19日(火) 午前10時00分
開催場所	本荘由利広域交流センター
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	高橋良一委員、齊藤栄一委員、鈴木澄夫委員
<p>1. 開 会 2. 会長あいさつ 3. 会議録署名委員の指名について 4. 議 題 (報告事項) 報告第28号 地域審議会及び地域自治区について(中間報告) 報告第29号 新市の組織・機構について (協議事項) 協議第63号 特別職の報酬等に係わる小委員会の設置について 5. その他 6. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(38名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄		
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侔	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	佐 藤 千 秋	"	木 内 忠 一
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
				"	三 浦 重 夫
		"	藤 原 友 一	"	須 田 妙 子
		"	眞 坂 孝 衛	"	松 田 訓
				"	大 友 あつ子

4号委員

委 員 井 上 文 夫

幹 事 (16名)		事 務 局			
幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一	局 長	佐々木 均
副幹事長	小 松 久 男	"	土 田 隆 男	副局長	村 上 健 司
幹 事	佐 藤 徳 弥	"	早 川 修 一	次 長	熊 谷 正・渡 部 進
"	佐々木 登	"	莊 司 和 夫	調整第1 班長	佐 藤 俊 一
"	伊 藤 正 弘	"	藤 原 秀 一	調整第2 班長	佐 藤 一 喜
"	小笠原 察 雄	"	小 松 慶 悦	調整第3 班長	遠 藤 晃
"	三 浦 昭 夫	"	加 賀 秀 喜	計画班長	伊 藤 篤
		"	佐 藤 善 昭	電算推進 班長	齋 藤 一 昭
				総務班長	三 浦 清 久

午前10時00分 開 会

○事務局

皆さんおはようございます。ご案内の時刻となりましたので、これより第 20 回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

最初に次第の2、会長のあいさつを行います。よろしくお願いいたします。

○柳田会長

皆さんおはようございます。第 20 回合併協議会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

8月2日の第 19 回合併協議会、そして、それを受けまして、8月 17 日に行われました合併調印式、その後の各市、町の臨時議会、そして県への合併申請と一連の合併に向けての手続きをすべて行うことができましたことに対しまして、委員各位のご理解とご協力の賜と心から感謝申し上げます。秋田県からは県議会の議決を経て、10月5日付けで寺田知事が合併を決定した旨の決定通知書が6日に交付されておりまして、いよいよ来年3月22日の合併まで残すところ154日となりました。

これから一段と慌ただしい日々となると思われませんが、引き続き各位のご協力をお願い申し上げます。

今日の新聞をご覧になられたと思いますが、全国各県の合併の状況の数字が出ておりました。当初は西高東低、西の方が非常に進んで、東の方はさっぱりだということで、県の方からも尻を叩かれるような状況であります。今では全国的に見て、我々の方が進んでおります。これもお互いを信じ合いながら進めてきたのが、このような結果になったことと思います。

私も全国の各市の市長さん方とお会いする機会がございますが、なかなか相手を信じる、信頼してもらえないなどで、合併が壊れたとかのことです。

それにくらべると一市七町の合併協議会の皆さんには、本当に虚心坦懐、まさに皆がお互いを信じて、そして、よりよい町をつくろうという意気込みが、こうした結果になったものと、改めてお礼を申し上げます。

第19回の合併協議会のときに申し上げましたが、来年の3月22日は新市の誕生であります。この協議会で話し合わなければならないことがたくさんありますので、この協議会を続けることとしました。これからも、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○事務局

ありがとうございました。それではこれより協議に入ります。

会議の議長は、合併協議会規約第 10 条第2項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○柳田会長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。本日の出席委員は 38 名であります。

なお、本荘由利一市七町合併協議会会議運営申し合わせ事項の1で、各市、町長に限り代理出席と発言が認められておりますが、本日の会議に鳥海町長の代理として、鳥海町の村上隆司助役が出席しております。

また、岩城町の高橋良一委員、西目町の斉藤栄一委員、同じく西目町の鈴木澄夫委員より欠席の届け出があります。出席委員は定数に達しております。本協議会に説明のため幹事の出席を求めています。

次第の3、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員は会議運営規定第8条第2項の規定により、矢島町の佐藤實委員、鳥海町の松田訓委員を指名いたします。なお、本日の会議時間は午前11時30分までといたします。

それでは、これより議題に入ります。

報告第28号「地域審議会及び地域自治区について」、これまで小委員会を2回開催したようがありますので、その協議状況について、小委員会の座長であります西目町議会の斉藤議長が本日所用のため欠席しておりますので、副座長であります村岡委員より報告をお願いします。

○村岡兼幸委員(本荘市)

それでは、「地域審議会及び地域自治区について」の小委員会の報告をさせていただきたいと思います。2回ほど行いました。1回目は9月24日、その小委員会にて、座長が西目町の斉藤議長、そして副座長が本荘市の村岡ということで決めて、第1回目話し合ったことは大きく2点、1つは地域審議会、地域自治区については、これまでも話し合っただけで、どちらかをつくることに異存はないし、しかし、いずれにしてもばらばらではなくて、一本化した形の中で、ぜひやっということが確認をされました。2つ目は、いわゆる新市合併ということで新しい自治意識を育てなければならないということで、自分たちの町は自分たちの力でつくっていくんだと、そのためにはどのような組織、システムにしたらいのかということ話し合いました。

その中で、ある一定期間は地域の声が新市に届くような仕組みをつくらなければならないだろうということも確認をされました。これが第1回目であります。

第2回目については、10月15日に行いました。3、4分時間をいただいて報告をさせていただきたいと思います。各町の意見として、各町の議員が発言をいたしました。議会の中での話し合いを踏まえながら。

ただし、議員の意見ということではなくて、ほぼ大体、町の中での大体こういう方向性でという意見だったというように伺っております。

矢島町、地域自治区でいきたい。それで、区長、特別職を置くという立場です。

由利町、地方自治法上という一般法の地域自治区を採用したい。いわゆる〇〇区とならないので、区長は置かなくていいのではないかとというのが由利町です。

東由利町も基本的には同じです。一般法の地域自治区でいきたいと、区長もいらないのではないかとということでした。

鳥海町は、合併特例法の地域自治区でいきたい。区長を置くという立場です。

西目町、地域審議会です。それでどうしても必要なことは条例で定めていけばいいのではないかとということです。

岩城町も基本的に地域審議会、むしろ地域審議会です。積極的に条例を制定をして、行政と住民が協働して地域社会を良くしていくための仕組みをむしろ、この機会にこそ、つくっていくのではないかとこの立場の意見をいただきました。

本荘市、地域審議会、特別職は置いていいのではないかとこの意見です。

そして、大内町は先ほど、最初の1回目で確認し合った地域審議会、地域自治区、いずれでもいいと、ぜひ統一した形の中で決定をしようと、その決定に大内町としては合わせていくというような立場でした。

簡単に色分けという言葉は適切ではないかもしれませんが、合併特例法による地域自治区でいきたいと言われたのが矢島町、鳥海町、一般法による地域自治区でいきたいと言われたのが由利町、東由利町、地域審議会を主張したのが西目町、岩城町、本荘市、それで大内町はいずれでもいいということですので、これを大きく3つの方向に分かれたととらえるか、それとも地域自治区でいきたいという半分ぐらいの意見と地域審議会です。それで大内町はどちらか、それぞれ判断の仕方の違いによって少し違うのかなという感じもいたします。今のが各市町の意見です。

それを踏まえて理由ですけれども、地域自治区でいきたいという理由は、一度も合併を経験したことのない町もある。住民の不安に安心を与えるために新しい住民自治をつくっていくために、ぜひ法律的に担保された中でやっていくべきだと考える。地域審議会では少し諮問機関的な色合いが強いので、それでは少し安心ができないので、ぜひ新しい住民自治をつくっていくということで、地域自治区を採用したいということです。

それから、一般法については、これも少し似てるんですけども、一般法であれば法律的な解釈の中で、また事務局から説明があるかと思えますけども、〇〇区と名前を付けなくても良い、合併特例法の地域自治区でいくと、例えば由利本荘市本荘区みたいに付けなければならないとなりますけれども、一般法を採用した場合は〇〇区と名前を付けなくても良い、あるいはその場合はバラバラじゃなくて、区を全部に設置をしなければならないという法律になってますので、この一般法でいった方がいいのではないかという意見でありました。

それから地域審議会を主張したところは、先ほど、少し述べましたけれども、住民総参加型でどうやって地域社会を発展させていくか、地域住民の力を引き出して、行政と住民が力を合わせるまちづくりをしていくために、地域審議会の中で足りないところ、不十分なところは運用次第、あるいは条例を制定していくことでこれは工夫できるということでもあります。

皆さんに前お渡しした資料の中でも、例えば地域審議会というと、地域審議会は新市の長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項について新市の長に意見を述べる、で実は終わってるんですね。でも、これを条例を制定して、意見を述べるだけでなく、その新市の市長はその意見を尊重し、実行していく義務があるとか、例えばそういう条項を付けることの工夫によって、地域審議会でもできるのではないかというところが、その理由であります。

そして、そのような意見を踏まえて、いろいろ意見交換があったんですが、座長の斉藤座長の方からも提案ということの形でお聞きをいただきたいと思えますけれども、地域自治区と地域審議会は180度別々のものを議論しているわけではなくて、目指すところの目標はほとんど一緒で、その目標は住民の声をある一定期間反映させるために、あるいは住民と行政が協働していくためのまちづくりの仕組みをつくらうということでは全く一緒なんですね。目標は全く一緒であるけれども、それをつくるにあたって、運用上で、条例づくりでいくだけでもやっていけるという立場に立つか、あるいは法律上、地域自治区をつくるという法律上での担保という表現が適切かどうか別として、法律上もしっかりしたものの中でやっていきたいという微妙なとらえ方の違いで分かれているなということを感じています。

座長からの提案としては、今までのような意見交換を踏まえて、一般法の地域自治区でいくと、そして特別職を置くという形にすれば、〇〇区という〇〇の名前を付ける必要はないし、当然一本化するという意味での全部に区を置かなければならないということになりますし、いろんな地域住民に安心感を与えるためにも特別職を置くことによって、そういうある一定期間についての安心感を得られるのではないかということで、座長提案的な形で意見交換をして、そして終わったというのが、第2回目の小委員会であります。

まだまだ言い足りない、不十分なところがあれば、出席委員の方々から、あるいは事務局から補足をしていただければと思います。以上です。

○柳田会長

ただいま、村岡委員の方から小委員会の模様についてご報告ございましたが、何かご不明の点、あるいはご意見などございましたら、どうぞご発言ください。

委員として出られている方は承知のことと思いますが、いまの説明でまだわからない方もいらっしゃるかと思いますので、どうぞ、ご質問ご意見を出してください。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上でございます。小委員会にも参加させていただいておりますが、今の村岡委員の発言の中で齊藤座長からのとりまとめとして話があったわけですが、特別職に関しましては、全員がその方向にというふうには私は受けとってはおりません。

まず、置いた方がいいという考え方の方と、置かなくてもいいのではないかとという2つの方向があったのではないかなと。提案としてはそういう提案があったといえば、そういうふうに感じられるところもありますが、全体的内容としては2つの意味合いがあったのではないかなと思っておりますが、そういうふうに解釈しておりますが、いかがだったでしょうか。

○柳田会長

村岡委員の方から、今の特別職のことをお願いします。

○村岡兼幸委員(本荘市)

全員がそういう特別職を置いた方がいいということで、そこで合意を得たわけではありません。ただし、その提案した中で特別職を置くということに関して、おおむね感触としてですよ、それはある一定期間必要なのではないかとという会合で終わったのではないかぐらいのニュアンスで伝えたいつもりであります。

○柳田会長

今、地域自治組織と特例職のこの2つがありましたが、今、村上さんの方から特別職のお話が出ましたので、特別職を置いた方がいい、あるいは置く必要がないとこういって分かれたのではないかと、報告では特別職はおおむね置いた方がいいというふうな形で報告されたけども、村上さんは、必ずしも皆置いた方がいいというわけでもなかったとのご発言にも受け取りましたが、これに関して何かありませんか。

○佐藤副会長(矢島町長)

矢島町の佐藤でございます。第2回目の小委員会であいま代表の村岡さんの方から詳しくご報告ございましたが、矢島町の場合、自治区を設置いたしたいと、こういって実はそれを前提にして合併に向かってきた経緯がございます。

ただ、先ほどご報告の中にありましたが、同じ自治区でも特例法による自治区が2つのケースがございます。

それで、おそらく皆さんはこの合併特例区の方を矢島町が望んでおるのではないかとという解釈されておるんじゃないかとそう私ちょっと感じましたが、これは矢島町の場合はこの法人格のない特例法の自治区を設置したいということでございますので、その辺小委員会の方でどういってご解釈をされておったのか、ちょっとお尋ねいたしたいと思っております。

○村岡兼幸委員(本荘市)

小委員会の中で矢島町委員のお二人からは、その合併特例法による地域自治区ということでご意見をいただいたと思っておりますけれども、一般法の地域自治区の話合いが小委員会の中で出されて、私自身も含めて一般法の地域自治区に対する理解が薄かったので、その話をした中を踏まえて、矢島町の委員の意見さんも聞きたいと思っておりますけれども、そうであればどこまでも合併特例との地域自治区を主張しているのではないかなとこの意見だったというふうな、こう思っておりますので、矢島町の方の意見と、それから事務局から今のこの合併の協議会の委員の中でも、特例法による地域自治区と、一般法による地域自治区の違いがよくわからない、理解していない部分もあろうかと思っておりますので、一度、最初に説明いただいた方が議論をしやすいのではないかと思います。

○佐藤副会長(矢島町長)

その点ですね、特例法によるケースが2つございます。法人格を持ったのと、法人格の持たない特例法の自治区、それで先ほど申し上げましたように矢島町の場合は、法人格の持たない特例法による自治区を設置いたしたいと、こういうことでございますので、1つその点ご理解願いたいと思います。

○柳田会長

先ほど、地域自治組織の中で特例法による自治区と、それから自治法による自治区という2つの自治区があります。

やっぱり特例法による自治区でなければならない、自治法による自治区であればそれでいいのではないかという論もあると思いますので、事務局でその辺わかりやすくもう1回説明してください。

○事務局

ただいま、矢島町長さんからお話ありました合併特例法による2つの種類といたしましたけれども、これは合併特例区とそれから地域自治区でございますが、第19回の協議会において、その合併特例区、要するに法人格のあるものについては協議をしないということで、地域自治区、法人格のない地域自治区ということで、それと地域審議会、このいずれかを置くということで協議をしておりますので、矢島町長さんのご質問にありましたように、合併特例区については、協議をしないで法人格のないものについて協議をするということで、小委員会、また、委員の皆さん方もご理解の中で進んでいるというふうに考えております。

それから、特例法による自治区と、自治法による自治区の違いといいますと、どちらにしましても地域協議会という形で新市の方にいろいろと意見をやる組織と、それから地域自治区の事務所というものは同じでございますが、合併特例法によりますと、すべてに置かなくてもいい、それから自治区の区長、地域自治区の事務所の長、これは一般職でございますが、その一般職である事務所の長に代えて、特別職である区長を置くことができる。これは置くことができる規定でございます。

それともう1つが、住所の中に区の名前を喚起しなければならない。ただし、これは区であっても町であっても、それから名称であってもいいわけですが、由利本荘市本荘区とか、由利本荘市矢島町、由利本荘市東由利というような形で必ず付記しなければならない。これが自治法による自治区になりますと、住所に付記する必要はございません。

それから、区長という形での事務所の長に代えての特別職を置くことはできません。

ただし、これにつきましては、条例によって特別職を配置することは可能であります。法律によつての特別職の区長というものは置けないと。これぐらいの違いでございます。以上です。

○柳田会長

ただ今のお話でご納得できたでしょうか。

この議題は、非常に大事なことでありますので、よく理解した上でないと、前に進めませんのでご理解ください。

先ほど、矢島町長さんの法人格のない話、法人格のない自治区ということで、これまで協議したということですが。

また、事務局で説明しているのは自治区、それから審議会がありますが、自治区の方だけ前に進みますと、特例法による自治区と自治法による自治区、この2つには大差はないような感じもしますが、皆さんからご意見をお願いします。大内町の成田さん。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。特例法による自治区と一般法による自治区と、どちらか一方に確か設置する期間がなかったでしょうか。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

お答えいたします。一般法による、要するに地方自治法による地域自治区につきましては、いつまでも設置しておくことは可能であります。もちろん期間を定めることは可能であります。

それから、合併特例法の場合は、ある一定の期間ということで、何年とか特例区のように5年以内とかということをございませぬけれども、ある一定の期間というふうに定められております。なお、特例法による自治区を設置した場合、そのあと一般法による自治区をそのまま設置していくことも可能というふうになっております。特例法でつくった場合の区長という制度がなくなるということだけはあります。そのまま設置していくことができるというふうになっております。期間については、ある一定の期間という、ある程度の期間というふうにして、はっきりと数字は出てないということをございます。以上です。

○柳田会長

ただいまの説明では、特例区は一定の期間ということを決められています。ところが、一般法の場合は期間は決められてないけども、期間を決めることもできると、非常に弾力的なことで、一方の方は期間は決められている、一方の方は期間を決められてないけれども、決めることもできるということですよ。

ですから、決めればできるということですよ。

それから区長の設置について、一般法と特例法での制約などについて事務局説明願います。

○事務局

区長の任期、これは先ほど言いませんでしたが、区長の任期というものは2年でございます。ただ、再任は妨げませんが2年というふうには、これは特例法で区長を置いた場合は2年ということが明示されております。

一般法の場合は、区長というものは置かれませぬので、条例の中でもし特別職を置くとなれば、それは条例の中で任期を決めていきます。以上です。

○柳田会長

特別職は、特例法では区長は2年、一般法には区長はないけども条例制定でできると、そういうことですよ。

これも非常に弾力性があるからその辺のことで、皆さんひとつまたご論議ください。

はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

区長を置くことができるとか、任期が弾力性があるとか、そういうことも大変大事だと思います。私たちは小委員会で申し上げました1つには、例えば合併の協定書の中に、国民健康保険は5年後に1本化する。下水道は平成23年まで全地域が終了して一本化できるまでは23年までかかるとかこういうような問題がありますけれども、その他の調整する、統一するというのはそういう項目多くありましたが、あまり長い年月を要しないで、私はできるものだろうとそう思います。

そういうものが、整備されまして、新市の行政サービスのレベルがどれだけ上がるのか、手厚くなるのか、あるいは新市民が、期待したほど行政サービスが手厚くならない。逆に私たちの地域

はマイナス面が目につくと、こういうようなものが生活上実感できるとすれば、私は新市が誕生してから、何年か後からそういう問題点が出てくるのではないかと。平成 17 年 3 月 22 日に合併いたしました、新市が立ち上がりまして、新市になったら困ったなというようなことが発生するとは私は思いません。広いこの面積の中で、そういうことが心に触れるというようなことになるのであればやはり 5 年、7 年という年月の経過の後ではないかな。ですから、自治区を設置する、審議会を設置するいずれにいたしましても、私は合併後一定期間ではどうかなと考える一人であります。むしろ合併後の一定期間よりも、その後の方が大事ではないかな。

あるいは、10 年後考えましたときに、こういうものをつくっておかなくてよいのかどうかということ、私は真剣に考えるわけでありまして、合併後一定期間ということだけでなく、私は条例制定でも何でもよろしいですから、恒常的にこういうものをつくっておくと、そして官民一体になった地域社会づくりをやってもらうんだ、住民にそういう地域づくりに参加するという高い地域意識を持っていただく、そういうことを私は非常に重視をいたしたい。そういう考えで、私どもは恒常的に条例化をいたしまして、設置したい、そういう考えでありますから、合併後の 3 年、7 年という期間でなくて、私は新しい市が誕生いたしましたら、長い年月にわたって、もう新市は大丈夫ですから、そんなのいりませんと、住民の皆さんからそういう声が出てくるまで、きちんとやるようお願いを申し上げます。

○柳田会長

どうもありがとうございます。

阿部委員の言うのはごもっともな話です。ですから、新市誕生してもあとあとまで、これは心配事も何もなくして順調であればいいのですが、そういう不安もあるから、ただ、一定期間とか区切ることなく、例えば審議会なら審議会、今、一定期間ではできないから、そういう意味では審議会というのが頭の中にあってのご発言かなというふうに思います。審議会もやはり市町村合併をしてみると、ある一定期間はそれぞれ不安を抱えていると思うんですね。そういう意見で審議会が必要だということに行き着くんだらうと思います。

それで、市町村合併をして、そのうち成熟化してくれば、当時あんなに真剣に討議したことが何と今になれば心配のし過ぎだったと思うことも出るかも知れませんね。

一つの例として本荘市のこと申し上げてますが、今年市制施行 50 周年を迎えました。今から 50 年前、1 町 6 村が合併して本荘市が誕生しましたが、当時はおそらく各村で、6 つの村と町との間におそらく様々な思惑があったものだらうと思っています。

今、50 年経ってみて、旧 1 町 6 村どこの地域でも、いかめしく姿で審議会風のものを作り、意見を出されたかという、逆に自然な姿でその地域の町内会で意見を出し、行政懇談会で説明要望をうけ、施策に反映させています。実にスムーズにいったる現状ではあります。市町村合併についても、当初は心配事というのはあるだらうと思いますが、それにどのように対応していくかでありま。その方策として、審議会としてやっていくのがいいか、自治区かでありましよう。

特例法の方は、一定の期間、自治法による方は期間が定められてない、地域審議会の方は、性格は、少し違うんだけれども期間は無いということですね。どの方式がよいか、市町村合併がスタートするにあたって、ずっと先を見れば今私申し上げたようなことに行き着くとは思いますが、どれを選択するか、ひとつよろしく、さらにご審議、ご発言賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

○佐々木副会長(大内町長)

大内町の佐々木でございますけれども、先ほど小委員会の中間報告ということで、村岡委員の方から報告がありました。それを受けて、各委員からのご発言もあったわけでございますけれども、加えて、同じ小委員会の中でも考え方というか、そういう面の違いもなきにしもあらずだなというふうにも受けたところでございます。そういうことで、先ほどまた岩城町の阿部さんからは、そ

うのような過去に汚点を残してはいけないよと、将来に向けてそういうものを置きながら、住民からもうそろそろいいのではないかとというようなときを見て、こうしたものも解消できるのではないかと。それだけ行政サービスにこうした組織をもって取り組んでいかなければいけないのではないかと。というようなご発言もあったわけでございます。でありますので、希望というか、小委員会の皆さん方大変ご難儀をおかけするわけでございますけれども、再度ご協議を願い、そしてまた、こういう場合にはこういうような心配事というか、あるのではないかと、こういう面では非常にいいのではないかとというようなことを、ひとつ付け加えながら最終の報告をしていただいて、ひとつこの会で協議を願い決定したらいかがなものかなと、私はそう思います。

それで、議題を見ますと報告であり、(中間報告)というふうにあるわけでございますので、今回私方はあくまでも中間報告ということで受けとめたところでございますので、そのように今後、ご難儀でございますけれども、進めていただきたいなとこう思っております。以上です。

○柳田会長

この件は中間報告であります、これについて皆さんの思いをどんどん出してもらおうのがこの中間報告の大変長所であります。

意見を出して下さると、この次にはさらに前進して、集約するところまでたどり着けると思いますので、今日は中間報告とはいいいながらも、皆さんの意見をどんどん出していただきたいというのが、座長としての考え方です。

はい、どうぞ。

○齊藤好三委員(本荘市)

本荘市の齊藤でございますが、私たち先ほど、うちの方の村岡副座長が申し上げましたけども、地域審議会か地域自治区ということでももちろんやってまいりまして、佐藤町長さんが言われたような法定、それはもう一切なくなったということで、その問題に進めてまいりました。それから一般制度、要するに法でいう202条の4ですか、地方自治法でいくのか、どちらなのかと、この2点、地域審議会とそっちの方の特例区ではその3点の中からどういうふうな形でいくかということで進めてきました。それで、私はそういうふうな中でも、ただ、皆さんに言いたいことは、どこまで譲歩できるかと。お互いに歩み寄りができるかということで、決をとりにたくないという座長のご意見もございましたので、そういう思いでこれを進めてきて、先ほどの阿部議長さんの言った条例、それもわかりますけども、いろんな形の中でまだ今中間報告ですから、もう少しいろんな形で皆さんの意見を聞いて委員会でも少し検討しますので、そういう形の中で機会を与えていただければと、こういうふうに思っております。どこまで歩み寄っていい町をつくる、誰も自分の町をと。

できれば、地域自治区も、審議会もなければ本来の姿なんだということですが、そうもいかない、やっぱり不安感とかいろんなところ、社会的弱者のお住みになっているいろんなところも考えても、やっぱりいろんな必要性もあるだろうということで申し上げましたので、地域自治が要するに地域審議会か、それともう一つはそのあとにこれはやっぱりこれではだめだと、特別職という問題も当然出てくるだろうと思っておりますが、そういう意味で今検討中でございますので、どうかそういう形の中でもう少し意見をいただければとこう思っております。以上です。

○柳田会長

どうもありがとうございました。小委員会は続きます。それで、今日は中間報告ということでありますので、今日は集約ということはいたしません。

それで、さらに小委員会で、今日のこの受けた雰囲気だとか、事務局の説明などもありましたので、小委員会で、さらに詰めていこうと。それから、本荘市の齊藤委員のお話があったので、それぞれの町が全部同じ意見であれば、今日はこれで決まるわけなんです、それぞれの

町の思いも必ずしも全部一致したわけでもございませんので、小委員会をまた開いていただき、より詰めていきたいと思っております。

できたら、皆さんの一致したご意見がほしいのです。私もさまざまところの協議会の模様を聞いておりますが、急ぐあまり、決裂したとか、他県の方々からはエゴむき出しのためパンクしている例が非常に多いようです。

その意味でも、私がさっき申し上げましたように、お互いに信じ合うことがベースになりますので、話し合うことによって納得した、納得するということが自治区の問題、特別職の問題を決めたいと思っております。

今日は、この報告第 28 号の地域審議会及び地域自治区の小委員会の中間報告をするとういことにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

それではそういうことで、今日の報告第 28 号の件につきましては、小委員会の中間報告としてこれで終了いたします。

次に移ります。報告第 29 号「新市の組織・機構について」事務局より報告願います。

○事務局

それでは報告第 29 号「新市の組織・機構について」であります。新市の組織・機構につきましては、第 6 回の合併協議会で 1 市 7 町の既存施設を有効的に利用し、それぞれの地域を所管する総合支所を置くこと。また、第 18 回の合併協議会で、住民サービスが低下しないよう十分配慮した組織・機構とする整備方針が確認されております。

配付しております資料は、これらを基本に新市の組織・機構を作成したものでございます。なお、地域自治組織について協議をいただいておりますが、その協議いかんでは支所長、あるいは区長、その取扱いが出てまいりますけれども、事務的な機能はどちらも変わらないということをご理解をお願いしたいと思います。今回、この組織機構を検討するにあたりまして、市の全体的な施策、立案、各種施設の調整、複数の区域にまたがる事務事業、国、県、あるいは他市町村との調整事務などについては、本庁、そして総合支所では各地域における住民に直結した事務を行い、総合支所で完結できる機能ということを前提にしております。

なお、総合支所の組織は各総合支所とも基本的に同じ機構ということでございます。具体的に機構図を載せてございますので、資料の 3 ページをご覧くださいと思います。

最初に本庁の機構でございます。協議会で確認されました内容によりまして、総務部には総務課、職員課、財政課、入札課、税務課、管財課、この 6 課。それから、企画調整部でございますが、企画調整課、それで課内室としまして、この企画調整課の中に秘書室、それから地域政策課、情報政策課、そしてこの情報課の課内室としまして現在大内町にございますが、CATV センター、これを本庁機能として位置づけております。

そして、共同企画交流課、広報広聴課、この 5 課、これが企画調整部でございます。

それから、市民環境部には市民生活課、生活環境課の 2 課、福祉保健部でございますが、これは福祉事務所ということでございますが、健康管理課、福祉支援課、子育て支援課、長寿支援課の 4 課と。農村水産部には農業水産課、林政課、農村整備課の 3 課、商工観光部には商工振興課、観光振興課、企業誘致課の 3 課でございます。

なお、この観光振興課には鳥海山一帯の観光振興を図るためということで本庁機能として由利、矢島、鳥海、このいずれかの地区総合支所に課内室として鳥海山観光振興室を設けるということであります。

それから、今後の由利本荘市の発展に不可欠としてこの商工観光部の方に企業誘致課を配置してございます。建設部には建設管理課、都市計画課、区画整理課、上下水道課の 4 課ござい

ますが、上下水道課につきましては、簡水と下水、下水道、これを担当するというので、公営企業の上水は取扱っておりません。

そして、会計部門も担当する収入役室には会計課、検査課の2課でございます。

以上、市長部局としまして7部、1室29課、課内室が3室ということですが、このほかに、19年国体のための国体準備局、そして合併振興管理、行政改革を推進するためのこれは助役の直轄ということで、行政改革推進本部を配置してございます。

なお、災害対策本部につきましては、明記をしておりますけれども、設置する場合は総務部に設置したいということで考えてございます。

議会、他の行政機関につきましては6ページに記載してございます。後ほど説明をしたいと思っております。

4ページでございますが、総合支所、各総合支所の機構図を載せてございます。先ほど申しましたように、基本的には各総合支所とも同じ組織になってございますが、東由利、鳥海の各総合支所には、現在直営の老人ホーム、あるいは診療所等がございます関係から、総合支所の組織と同じような形で配置してございます。

総合支所はこれまでの総務、企画、財政、税務、会計部門、これらを統合した振興課、それから住基、戸籍の窓口業務、環境防災、市民相談を担当する市民課、保健福祉を担当する福祉課、農林水産業、観光事業を担当する産業課、道路、河川、公園、住宅、あるいは除雪、上下水道、これらを担当する建設課の5課、そういう体制が基本となっております。

続きまして5ページでございます。教育委員会の組織、機構でございますけれども、教育委員会としては事務局に教育総務課、学校教育課、生涯学習推進課、スポーツ振興課、文化課の5課体制でやっていきたい。

そして、各教育機関としましては、市立学校からとこういうありますが、幼稚園から公民館まで、これが教育機関ということでございます。これら、教育機関につきましては総合支所に配置されず教育事務所の所管ということになります。

この5ページの下の方に、各教育事務所が載せてございますが、この教育事務所には教育課と生涯学習課の2課、それから先ほど申しました教育機関ということで配置してございます。

それから6ページでございますが、行政委員会、消防、公営企業等について載せてございます。

議会につきましては、本庁機能にということで、本庁に事務局を配置しております。それから、選挙管理委員会でございますが、これは本庁に事務局を配置し、各総合支所には併任の職員を置くという形で配置してございます。

農業委員会につきましては、本庁に事務局、そして各総合支所に農業委員会の分室ということで、事務所を配置してございますが、職員につきましては各地域の状況等によりまして専任、あるいは併任の職員を置くというふうな考え方をとっておりまして、総合事務所では各申請の受け付け、相談業務を行うということで配置してございます。

監査委員事務局は本庁ということで配置してございます。

それから、中段の方に消防関係を載せてございますが、消防本部に総務課、警防課、予防課、通信指令課の4課、そして、本荘消防署、矢島消防署の2署、分署はこれまで同様6分署ということで配置してございます。消防団組織につきましては、第5回の合併協議会で確認をされておりますが、消防団は合併時に統合し、分団等の組織は当面現行のとおりということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、企業局でございますが、これにつきましては、現在ガス事業、それから水道事業があるわけでございますが、組織としましては、管理課、営業課、水道課、ガス課の4課、そして、現在上水道事業を実施しております矢島、西目、鳥海、それに公営企業法を適用して、簡易水道を運営しております由利の各総合支所に水道事務所を配置しているということでございます。以上、新市の組織機構についてであります。

○柳田会長

それでは、組織機構について説明ございましたが、何かご質問ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

ご説明をいただきまして、まずわかりました。組織機構図、総合支所、こういうふうになるということがわかりましたが、これちょっと私が立ち入りすぎて質問するのかなと思いますが、やっぱりこの中で、行政改革推進本部というものが設置される、しかも助役直属に位置すると、こういう説明がございました。当然、行政改革を推進しなければならないから本部を設置するわけでありませんが、この改革の対象になる、そういうものをもう整理されておるとは思いますが、こういうことについて改革するんだよというようなご説明はいただけるのでしょうか。

○柳田会長

事務局の方で。

○事務局

行政改革推進本部、どのようなことを改革していくのかというご質問でございますが、先ほど、説明の中にもありましたように、行政改革推進本部においては行政改革、そして合併の進行管理というふうな2つのセクションを配し、今までいろいろと協議してきたものが、本当に進んでいるのか、これは地域の自治組織についても言えるものだと思います。ただ、形だけの自治組織なのか、いや、本当に身のある自治組織をやっているのかということを含めた推進管理であり、行政改革であり、行政改革イコールすべて縮小ということではありませんが、行政改革、この必要性というものは全般にわたっていると、非常に抽象的な話で申しわけないんですが、そのような考えでこの行政改革推進本部というものをつくっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○柳田会長

阿部委員、いかがですか。

○阿部一雄委員(岩城町)

新市の行政、万般にわたりまして見直して改革を推進するんだと、こういうようなとらえ方でよろしいですか。

○事務局

先ほども言いましたように改革イコール縮小ではないという中で、やはり拡張する必要のあるもの、そして伸ばしていかなければならないもの多々あると思います。それと、一番最初に協議会の中で話し合われた地域の特性を伸ばす、これを摘み取るような改革であってはならないというふうに思っておりますが、そこら辺、これからの行政の進行の中で、改革という言葉だけが先行しますと大変ですが、やはり住み良い自治体、そして住み良い社会をつくっていくために、いろいろと見直しをしていくという必要はあろうかと思っております。改革という言葉がいかにもすべてを縮小かける、そのようにとらえないで、改革とは住んで良かった、住民にとって住民第一の行政を進める上での改革であるというふうにご理解いただきたいと思っております。以上です。

○柳田会長

はい、阿部さん、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

そうすれば、むだを省くということは当然でありますけれども、新市が合併協定書にうたわれております内容が忠実に実行される、そして従来以上に新市民の生活環境、あるいは行政サービスの向上、こういうものが本当に実行されておるかどうか、これをチェックしながらそうなるように、改革推進本部が、十分な注意を払っていくと、こういうような前向きな考え方でよろしいですか。

○柳田会長

阿部さんの意見はそのとおりです。それで、これは行政改革、今市町村合併をなぜやるのかというような問題も絡めて、この行政改革は進めていかなければならない。

単に行政改革といいますと事務局も申しあげましたように、職員の人員の削減だとか、すぐ出てきますけれども、内容によってはその時代に即応して、さまざまな変化に対応できるような行政改革をしていかなければならないなど。

ですから、私たちのこの市町村合併は、希望の持てる市町村合併ですから、この行政改革もその希望の持てる市にするためには、この行政改革もただ単に職員だけでチェックするのではなくて、幅広くやっぱり市民の意見を聞きながら、この行政改革に努めていかなければならないなど。改革という言葉は何かしらかたよりがちな、固い感じがしますけれども、この行政改革はさっき、事務局が言いましたように、本当に住みやすい、日本の中でもやっぱりこの由利本荘市が一番良くいってるなというふうな、そういう意気込みでの行政改革の考え方だと思います。

サービスは良くしよう、負担は軽くしようと、しかもいい行政が進めるようにとこういうことです。非常にいいことだらけでございましょうけれども、これは、市民皆さんが信頼し合ってこそ築き上げられるものだろうというふうに思いますので、そういう意味の行政改革という、1つ寛大なるお心でご理解賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。2点ほど伺いたいと思いますが、以前に資料ナンバー3ということで、節減効果ということで資料出されております。これを適切にやっていただけるかどうかという阿部委員の発言でもあったと思いますが、決してやはり合併することがバラ色ばかりではないということは誰も、皆さんおわかりのことだと思いますので、その辺、資料出されたことをきちんとそれはやはり行政改革推進本部の方でもやっていただけるということをやっぴりお話していただきたい。またはそのようにお願いしたい。答弁をお願いするわけです。

それから、矢島町さんを中心に今、YB ネットがつくられようとしております。由利、鳥海を含めまして、それで大内町さんではCATVのセンターとして企画調整部、情報政策課に置かれておりますが、YB ネットはどちらの方に入ることになるのでしょうか。

この2点をお伺いしたいと思います。

○柳田会長

はい、いいですか。

○事務局

ただいまのYB ネットの件についてお答えいたしたいと思います。確かにCATVセンターについては本庁機能の中において、YB ネットはどこにあるのかと。それぞれ課の中、下の方になります。組織としましては班というものが出てまいります。

ただ、YB ネットにつきましては、総合支所の管理といたします。ここの違いでございまして、CATVにつきましては、番組制作という行為がございまして。

YB ネットにつきましては、今現在は監視、管理、その部分でございますので、総合支所に置いておりますが、ただ、YB ネットの中身、コンテンツ関係につきましては、当然情報政策課とのつながりが出てまいりますので、何かCATVセンターだけがここに上がってきてるなというふうに見えるかと思いますが、YB ネットにつきましては、そういう形で番組制作というところが今ないというところで、課の下の方に配置されておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○柳田会長

それでは、今のYB ネットの方はそういうことで。
それからもう1つの節減効果のほうは。

○事務局

節減効果につきましては、十分考慮していきたいと。村上議長さんからの強い要望であったと思っておりますので、その点につきましては十分考慮して、新市で進めてまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○柳田会長

いいですか。はい、鳥海町さん。

○藤原友一委員(鳥海町)

鳥海町の藤原でございます。

この組織については、各地域が活かされておると非常に評価をしたいと思います。

この組織にも関係はあるんでしょうけれども、若干、確認、ご答弁を願いたいと思っておりますが、各町に第3セクターというものがたくさんあるわけでございます。

その中には、それはほとんどが町長さんが社長ということになっておりますが、今後の管理面では観光であれば観光部に入るだろうと思っております。

社長という経営者、あるいは会社ということになりますと、いろんなことが地域に定着して営業やっているわけでございますので、そのあたりの考えがどのようになっているのか、もしご説明ができればお願いしたいと思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

お答えしたいと思います。

第3セクターにつきましては、表面上は確かに出資の権利、行政としましては出資の権利ということになりますが、現実、社長というような形で進めて、かなり深いかわりを持っております。

それで、施設につきましては、それぞれ総合支所の管轄というふうになっておりますが、第3セクターにつきましては、今後の経営につきまして当然一出資者であり、ほかの出資者との取締役会、その他等もございまして、かなりの指導を発揮していかなければならない部分、それぞれの出資者との協議を要する部分でございますので、基本的には第3セクター全体につきましては、商工観光部の観光振興のところで一括しておきたいというふうに思っております。

ただ、施設管理は先ほど言いましたようにそれぞれの総合支所が担当するというふうになりますが、全体的な管理については、本庁の商工観光部、観光振興課の方で今後の全体の運営につきまして、担当していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○藤原友一委員(鳥海町)

そうすると、観光部局でございますので、当然市長がすべての社長ということになるのですか。

○事務局

その件につきましては、それぞれの取締役会がございますので、ここで即答はできかねますが、やはり出資者と、それから役員報酬等の件なんかも含めまして、いろいろ考えなければならぬと。今現在、役員報酬を支払わなくてもいいということで、社長を市町長にお願いしている部分もあろうかと思いますが、そこら辺は今後のそれぞれの第3セクターの取締役会、役員会等の協議になろうかと思っておりますので、ここではちょっと即答できかねます。以上です。

○藤原友一委員(鳥海町)

それでは要望といいますか、私なりの意見だけを申し上げますが、やはり今、営業それぞれやっておるということは、黒字のところもあれば、赤字のところもあると思いますが、町から赤字のときは、それなりの支援をいただいて、営業してるものもあると思います。そういう関係もありまして、今後本当に慎重に、その地域に必要であって長い期間営業をやっておるし、大変その町にはもう馴染んでいる施設ばかりだと思っております。

今後は、本当に長く継続できるようなそういう体制といいますか、根本的にそういうふうをお願いをしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○柳田会長

そのほかありませんか。なければ報告第29号の「新市の組織・機構について」は、以上で終了させていただきます。よろしゅうございますね。

これより協議事項に入ります。協議第63号「特別職の報酬等に係わる小委員会の設置について」であります。新市の市長、助役、収入役等の常勤特別職や議会の議員等の特別職の報酬については、本来であれば特別職を報酬審議会で審議することになりますが、新市発足前に報酬額等を協議しなければならないことから、本合併協議会に特別職の報酬に係わる小委員会を設置して原案というか、たたき台をつくったらどうかと考えますので、小委員会の設置を提案するものであります。

それで、小委員会の設置に同意いただけますでしょうか。

今、申し上げたのは、新市の市長、助役、収入役の常勤特別職や議会議員の特別職の報酬について、本来であれば通常の場合であれば、特別職報酬審議会で審議するんでありますけれども、今度新市で発足するわけですので、そうなりますと、今、事前に、その前に報酬額等を協議しなければならないわけですね。そういうことで、本合併協議会に特別職の報酬にかかわる小委員会をまず設置して、そこでひとつご検討いただきたいということで、検討してもらうための小委員会を設置したいという今の提案であります。それで、小委員会を設置に同意いただけますでしょうかということです。

はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

村上です。設置に関しては別に依存はございませんけれども、特別職と言われましても、これは非常に多岐、大きく分けると市長、助役、収入役というふうなことになりますけれども、もちろん議員も含まれましようけれども、非常に範囲が広いかと思っております。その辺はどうお考えなんですか。それとも、細かく分けて小委員会を開くことになるんでしょうか。包括的にやることになるんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○柳田会長

事務局、その範囲について説明してください。

○事務局

特別職の報酬等の審議会でも普通、審議されております市長、助役、収入役等の常勤の特別職及び議会議員等の特別職というふうに、地方自治法でうたわれているところの特別職についての報酬について審議するというので、各種委員、体育運営委員とか、そこまでは協議しないと。そして、その報酬等の審議につきましては一括してそこら辺を審議したいというふうに考えております。以上です。

○柳田会長

茂木さん。はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。わからなくて、ちょっと2、3、聞きたいと思いますけども、本来の審議会、特別職の。それは当然新市ができれば審議できないものなのか、本来の姿が例えば新市合併前にはスタートできないものなのかということまず第1点を伺いたいと思うんですが。

○事務局

ただいまの件でございますが、それぞれの市、町には報酬等審議会という条例がございますので、審議委員がいると思いますが、それは現在の市町でございますので、新市にまでは権限が及びませんので、また同時に新市が発足しなければ新しい由利本荘市の報酬等審議委員というのをつくることはできませんので、それに代って、この協議会の中で小委員会先ほどたたき台と言いましたけど、ある原案をつくって、そして当然審議するのは41名の委員、皆さんで審議することになると思いますが、その原案作成を小委員会でやったらどうかということで提案させていただきました。以上です。

○茂木好文委員(矢島町)

特別反対するものではありませんけれども、このメンバーは半分が一般の市民であります。半分は議員の皆様、市長を除きまして半分は議員の皆さんであります。それで、小委員会を開いても、多分、今も半分の半々、半分ずつ出てるわけですがけれども、議員の皆さんが自分の報酬を決めるといふような形には私はなるだろうと思います。もちろん半分は我々のメンバーも入っていくわけですがけれども、私はやっぱりそれよりもできるならば、本来のその審議会というふうな形の多分、議員の方入っているかどうか、私わかりませんが、ほとんどが第三者の委員の皆さんで審議しているのではなかろうかと思っております。わかりません。残念ながら。それで、できるならば、私は今、原案に反対というわけでもないですけども、希望として第三者機関でそういう審議をしていただければとてもありがたいなというふうに思います。これは、希望です。

○柳田会長

今のご意見は、ここに小委員会があっても議員の皆さんが自分のことを決めるのは不都合だろうから、第三者機関にお願いしたらどうかというご意見だと思います。

3号委員は、自分が議員でないから、私たち3号委員でやったらどうかという方法もあるんじゃないかと、どなたかから質問した場合、どうすればいいのか、まずそういうことも含めまして、もう1回ちょっとお願いします。

○茂木好文委員(矢島町)

法的には、当然新市ができなければ、この特別職の審議委員も指名できないでしょうし、スタートはできないだろうと思います。多分。私の頭の中でも。そうした中で、この協議会ではいろんな部分でのたたき台的な原案の原案的な部分の審議はできるというふうなことで、小委員会を立ち上げようという提案だと思えますけども、特別その小委員会立ち上げに反対するものではありませんけれども、できるならば、その小委員会のメンバーというか、小委員会で今までのようなばっちり半分半分の形の委員ではちょっと自分のことを、さっき、繰り返すようですけども、自分の報酬を自分で決めるというふうなものはいかがなものかなというクエスチョンマークが付くと。それで反対するものではありません。

○柳田会長

この件について、この協議会で決めたいということの趣旨からすれば、この協議会の中で小委員会で決められるのが、よりいいことかなと思います。ただ、世論だとかさまざまなことを考えますと、今の茂木さんの意見にも配慮しなければならぬことかなと思います。

これについて、皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

はい、大内町の成田委員。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。茂木さんのお言葉、よくわかります。ただし、それらを含めたものを小委員会で検討すべきではなからうかと、私はそういう意味での小委員会だと思っておりますので、事務局さんは違いますか。そういうものを含めたものの小委員会を開いてほしいと思えます。

○柳田会長

今、ここにたたき台がないんです。正直言って、ですからもし同意の上、小委員会を。茂木さんは、依存ないよということで、反対するものではないというご意見を踏まえまして、この小委員会の設置について同意してもらえば、2号委員、それから3号委員で2名になりますから、全部で16名になりますので、そこでひとつたたき台というものをつくりながら、ひとつ委員会で検討していただいていいですか。

それで、小委員会をつくるということで同意いただけますか。

それから、2号委員、3号委員から各1名ずつの各市町2名ですから、16名で構成したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

今、小委員会もう既に地域審議会なのか、あるいは地域自治区なのかという小委員会を開いておいて、半分の委員が小委員会に出ています。それ以外の委員の皆さんもちょうど半分おられますので、これから新しく立ち上がる委員は何とか今小委員会になっていないメンバーの半分の方をお願いをしたいということです。

○柳田会長

西目町の三浦さん、どうぞ。

○三浦重夫委員(西目町)

西目町の三浦ですが、西目町の議員の方々、ちょっと議長は所用ですけども、もう1人鈴木さんが今ちょっと入院してるんです。こういうふうな意見が出てくると思わなかったものですから、私も病状が果たしてどの程度のものかわかりませんものですから、そういう矢島町の方の言うとおりにしますと、議長が前の委員になってるものですから、鈴木さんが当然この次の委員というふうな格好であるわけですけども、そこら辺をひとつ勘案して、西目町の場合は、議長なら議長というふうなことで了解していただかないと、私もこのまま家に帰られません。よろしく願います。

○柳田会長

それは、その地域の実情によってということでこだわらないということではいかがでしょうか。そういうことでひとつよろしく願います。

それでは次に入りますが。

はい。

○松田 訓委員(鳥海町)

この小委員会との関連でございます。実は在任特例が認められまして7カ月間議員が130人を超すという状況でございます。したがって、今回は新市における30名になってからの議員報酬というのが前提になると思っておりますけども、100名も多い期間が7カ月間あると、こういうことでございます。このことについて委員の報酬はどうなるのかという住民の皆さん方、非常に高い関心を持っておりますので、この小委員会では新市の議員報酬は当然そこで話し合われています。

しかし、7カ月間の暫定報酬も含めてご検討をお願いできないのかなと、こう思います。そのこともここで確認して、ぜひ発足後の報酬は、住民の皆様大変関心を持っています。ということは、前にも私申し上げましたけれども、暫定というものも含めてこの報酬を、いわゆる議員報酬は7カ月後の報酬と、それまでいくまでの報酬等を分けて検討してもらえれば非常にありがたいと思います。

○柳田会長

事務局、説明してください。

○事務局

ただいま、暫定の間の報酬ということでございますが、それを決めないことには次進めませんので、逆に言いますと30人になってからのものについても、その場で決めていきたいとは思いますが、それは新市になってから当然報酬等審議委員会の中で確認されることにはなりますが、しかし在任中につきまして、また市長、それから助役、収入役につきまして、今決めておかなければならないということで、この在任中の方を決めることがメインになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○柳田会長

松田さん。

○松田 訓委員(鳥海町)

そのことの説明がなかったんです。当然市長とか助役と、それは当然発足後すぐ適用なるわけでございますけれども、議員の場合は全く違うわけでございますので、その辺のところも提案の前にしっかり説明してほしかったなとこう思います。以上です。

○柳田会長

それでは、この際、会議時間を延長します。

協議第 63 号「特別職の報酬に係わる小委員会の設置について」は、同意いただきました。この際暫時休憩しますので、休憩中に各市、町で小委員会の委員を選任し事務局まで報告を願います。

午前11時32分 休憩

.....
午前11時37分 再開

○柳田会長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局より委員の氏名を発表いたします。

○事務局

私の方から発表したいと思います。

本荘市、工藤委員、東海林委員。

矢島町、大場委員、鈴木委員。

岩城町、前川委員、三浦委員。

由利町、佐藤委員、木内委員。

大内町、成田委員、佐々木委員。

東由利町、小松委員、金子委員。

西目町、齊藤委員、三浦委員。

鳥海町、眞坂委員、大友委員。

以上であります。

○柳田会長

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま事務局で発表したとおり委員が決まりました。

委員各位にはよろしく願いいたします。

これもちまして、本日の協議事項はすべて終了しました。

この際、お諮りいたします。今協議会において協議されました案件等において、その字句、条項、数字その他文案等の整理に要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

以上もちまして、協議会、協議を終了します。ご協力どうもありがとうございました。

午前11時39分 閉会